

## 特集

## 国民年金保険料の2022年度前納額について

厚生労働省は2022年2月15日、年管発0215第2号で日本年金機構理事長、同第3号で地方厚生（支）局長に宛てて、国民年金保険料の2022年度における前納額（「国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件について」）について通知しました。この通知は、2月15日に公布された厚生労働省告示第37号を受けて、国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額を定めたもので、2022年3月1日から適用されます。

なお、2022年度の国民年金保険料は月額16,590円です。

## 【2022年度国民年金保険料が前納の対象となる期間】

## ●全額の保険料及び付加保険料を前納する場合

前納しようとする日の属する月から2023年3月までの分、または  
前納しようとする日の属する月から2024年3月までの分

## ●免除・納付猶予を受けている人が保険料を前納する場合

前納しようとする日の属する月から2022年6月までの分、または  
前納しようとする日の属する月から2023年3月までの分

※前納しようとする月の末日が土曜日、日曜日、休日、祭日、年末にあたる場合は、翌月が当該月の末日となります。

※産前産後免除期間の対象となっている人は、産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から2023年3月までの分、または産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から2024年3月までの分が対象となります。

## 【前納する場合の保険料の額（全納の場合）】\* [ ] は毎月納める場合より割り引かれる額

	6カ月納付 (2022年4月～同年9月分または 2022年10月～2023年3月分)	1年前納 (2022年4月～2023年3月分)	2年前納 (2022年4月～2024年3月分)
口座振替の場合	98,410円 [1,130円]	194,910円 [4,170円]	381,530円 [15,790円]
現金納付の場合	98,730円 [810円]	195,550円 [3,530円]	382,780円 [14,540円]

※口座振替とクレジットカードによる6カ月（4～9月分）・1年・2年前納の申込期限は2022年2月末時点で終了しています。  
現金納付は2022年4月中であれば手続き可能です。

【2023年3月までの期間の全ての保険料を前納する場合の保険料の額】(告示別表第四)

前納する月	2022年											
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
前納額 (円)	211,520	195,550	179,540	163,490	147,380	131,210	115,000	98,730	82,410	66,040		
	2023年											
	1月	2月	3月									
	49,610	33,130	16,590									

【2024年3月までの期間の全ての保険料を前納する場合の保険料の額】(告示別表第五)

前納する月	2022年											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
前納額 (円)	382,780	367,390	351,940	336,450	320,910	305,320	289,670	273,970	258,230			
	2023年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	242,430	226,580	210,680	194,720	178,780	162,800	146,750	130,660	114,510	98,310	82,060	65,760
	2024年											
	1月	2月	3月									
	49,400	32,990	16,520									